

平成 29 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマノホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 山野 義友  
( J A S D A Q コード番号 7571 )  
問い合わせ先 取締役常務執行役員  
経営企画本部長 木下 淳夫  
電 話 番 号 0 3 - 3 3 7 6 - 7 8 7 8

### 株式給付信託 (BBT) 導入に伴う

#### 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 24 日付で公表した「株式給付信託 (BBT) 導入 (詳細決定) に関するお知らせ」及び「株式給付信託 (BBT) 導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」に関し、平成 29 年 3 月 15 日開催の取締役会において、株式給付信託 (BBT=Board Benefit Trust) (以下、「本制度」といいます。) の開始時期を延期し、第三者割当による自己株式の処分を中止することを決定いたしました。本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分 (以下、「本自己株式処分」といいます。) を行うことについて再度決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分要領

(1) 処 分 期 日	平成 29 年 9 月 6 日 (水)
(2) 処 分 株 式 数	普通株式 164,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 122 円
(4) 処 分 総 額	20,008,000 円
(5) 処 分 先	資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口)
(6) そ の 他	該当事項はありません。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 28 年 5 月 13 日付で本制度の導入を公表し、その後、平成 28 年 6 月 29 日開催の第 30 回定時株主総会において、役員報酬として決議されました。(本制度の概要につきましては、平成 28 年 5 月 13 日付「株式給付信託 (BBT) 導入に関するお知らせ」を、また、本制度に関する詳細決定の事実等につきましては、本日付「株式給付信託 (BBT) 導入 (詳細決定) に関するお知らせ」を、それぞれご参照下さい。)

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、資産管理サービス信託銀行株式会社 (本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託 (以下、「本信託」といいます。) の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者) に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、役員株式給付規程に基づき信託期間中の当初対象期間 (平成 29 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 31 年 3 月末日で終了する事業年度) につき、当社の取締役及び執行役員並びに本制度の対象となる当社子会社の取締役 (以下、「対象役員」といいます。) に対して給付が見込まれる株式数に相当するものであり、平成 29 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数に対し 0.48% (平成 29 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 340,389 個に対する割合 0.48%。いずれも小数点第 3 位を四捨五入) となります。なお処分総額につきましては、平成 29 年 3 月末日で終了する事業年度の受給予定者に対して見込まれる給付株

式数が和装宝飾事業の業績好調により大幅に増加することが明確となったため、前回決定の10,044,000円から20,008,000円に増額しております。また、本自己株式処分後も、当社において必要かつ適切と判断する場合、当初対象期間（平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度）につき、本信託に金銭を追加信託し、本信託が当社株式を取得する可能性があります。かかる追加信託等について、現時点で具体的に決定している事実はございませんが、詳細は本日付「株式給付信託（BBT）導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 信託契約（株式給付信託契約）の概要

信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	役員株式給付規程に基づき信託財産である当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を受益者に給付すること
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
受益者	対象役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定
信託契約日	平成29年9月6日（予定）
信託設定日	平成29年9月6日（予定）
信託の期間	平成29年9月6日（予定）から信託が終了するまで
議決権行使の方針	信託の期間を通じて、議決権は行使いたしません。

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（平成29年7月19日から平成29年8月18日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である122円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額122円については、取締役会決議日の直前営業日の終値117円に対して104.3%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均127円（円未満切捨）に対して96.1%を乗じた額であり、あるいは同直近6か月間の終値平均109円（円未満切捨）に対して111.9%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名（うち2名は社外監査役）が、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠する範囲のものであること等を勘案し、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上